

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第

卷四十三第

行發日一月五年七和昭

論叢

相續稅重課の大勢と其方法 法學博士 神戸 正雄
 貨幣の價値の受動性 文學博士 高田 保馬
 社會理念とウイデオロギー及びミートス 文學博士 米田庄太郎

研究

了解科學としての經濟學 法學士 山口正太郎
 支那國民經濟序説 經濟學士 大上 末廣
 取引所組織の再吟味 經濟學士 今西庄次郎
 燒津經漁業に於ける船仲組織 經濟學士 岡本 清造

說苑

福岡藩の育子策について 經濟學博士 本庄榮治郎
 貸借對照表分析の前提條件 經濟學士 小菅 敏郎
 連鎖店反對運動 經濟學士 谷口 吉彦

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

支那國民經濟序説 (上)

—主として官吏資本を中心として—

大 上 末 廣

- 一、導言。 二、官吏の發生と官吏資本の生成。(以上本報掲載)
 三、官吏資本と經濟組織の變化。 四、答覆と批判。 五、結語

一、導 言

こゝに支那國民經濟といふは、支那國民團體のうへに成立する所の・亦支那國民生活を範圍とする所の統一體としての交通經濟を指稱する¹⁾。支那の國民團體が、諸他の國民團體に於けると同様に、共同組織體と相互組織體との二要素になつて構成せらるゝ限り、支那國民經濟も、必然に、その構成要素として共同經濟層又は國家經濟層と、相互經濟層又は社會經濟層との二つを持つ²⁾。かゝる意味に於けるゝ又かゝる構成をもつ所の支那國民經濟が、全體的に、如何なる特質をもつかは、すでに作田教授の正しく究明せられた所である³⁾。具體的にいへば、教授は、支那國民經濟の一般的な特質は、それが對外的には、一應國家意志によつて統制せらるゝ意志經濟としての姿を

1) 作田博士『自然經濟と意志經濟』六〇頁 昭和四年六月、弘文堂書房刊。
 2) 同上、六〇—一八〇頁 參照。
 3) 作田博士『支那國民經濟の特質』九六—一二〇頁、東亞經濟研究第十卷第一號。なほ博士はかつて京大經濟學會英文紀要にも、支那國民經濟の特質について執筆せられたが遺憾にも同書はいま手許に持合せない。

提示してはるるが、在內的には、依然として、自然運動をつゞける自然經濟の秩序、しかも國民經濟としては、自然的にもなほ極めて不完全なる状態に留つてゐることを教示せられたが、此には吾々後學の一行をも加はふるを要しないであらう⁵⁾。拙稿は、支那國民が、彼らの相互組織體のうへに織りなした社會經濟の基礎的な特徴を解析せんことを、その主要任務とするものであり、又かゝる解析に必要な範圍に於いて、恩師作田教授の領導を仰ぎつゝ、支那國民經濟に於ける社會經濟層と國家經濟層とが持つ特殊なる關連に論及せんとするものである。

支那社會の經濟交通が、いま、如何なる發展の階程にあるか、又その系統並に秩序が如何なる本質をもつかに就ては、多種多様の見解が行はれてはるるが、然し、大體についていへば、資本主義經濟となすもの、封建又は半封建經濟となすもの、及び前二者の中間に位するとなすもの即ち商業資本主義の秩序にあるとみるもの、の三つに分ちうるであらう⁶⁾。私は、支那社會經濟の系統並に秩序は、その基本的構成に於ては、所謂商業資本主義の階程にあるとみるのであり、又その動きに於ては、この階程から所謂近代資本主義のそれに向つての轉換期に在ると考へるのである。そしてかく見る限りに於いて、私見は、第三の商業資本主義説と軌を一にするものではあるが、然し、支那に於ける商業資本主義の成立期に關して、第三の一般の見解は秦以後とみるに對して、私は宋以後となす點において、又このものゝ本質をなすものとして官吏資本を私は重視するに反して、第三の見解は一般に全く之を無視する點において、私の見解は、第三の一般の見解から離

4) 作田博士、前掲論文一一六頁、並に前掲書一一七頁。
5) 田中忠夫氏『支那經濟の本質』二五頁、東亞經濟研究 第十四卷第三號。
6) 第一の見解は、解黨派若くは取消派と稱せらるゝ人々によつて代表さるゝ見解であり、第二は、第三インタナショナルに屬する所の、又此を取巻く所の連一人々によつて提唱されてゐる。第三の見解に屬するものは陶希聖派と稱せらるゝ陶希聖、桐子恩、虎子その他の諸家である。

れて行く。

然し乍ら、支那社會に展開されたる交通經濟の系統並に秩序が、本質的には、所謂商業資本主義の階段にあるとする見解に對して、支那國民經濟の研究に従事する一連のマルクス主義の左翼理論家達から、最近全く破壊的な幾つかの批判が試みられた。従つて、私見が第三の商業資本主義説と、その主要部分に於て一致するといふことは、私をして、以下卑見を展開するに當つて、これらの諸家の批判に對して、私の立場から一應の答解をなすことを、出來うべくんば反批判を試むるであらうことを、必然に約束せしむる。但し此らの答覆乃至反批判は、私の行論に必要な限度内に於てであることは勿論である。

拙論は、以上の如き目的をもち、また以上の如き論述の範圍をもつ。然し乍ら、かゝる意圖の下に拙論の筆を進めると云ふことは、四千載の長史と四億の衆民が、尨大なる地積のうへに構築した支那國民經濟の全様相を、完全に分析し把握しようと云ふことゝは、全く別のことである。事實は、まさしく、その反對であらう。私はただ、私が意圖する幾つかの問題を、極めて粗雑なる姿に於てではあらうが、この小論に提起すれば充分である。

二、官吏の發生と官吏資本の生成

支那に於ける社會經濟が、地方分散的な市場集散の状態から、全國的な流通賣買の初期の秩序

7) 逸丁氏『陶希聖氏の「中國社會の封建性」を讀みて』滿鐵支那月誌第四十二號六六一八六頁並に同誌第四十三號三二一六九頁。朱其華氏『中國社會的經濟結構』二七三一三三八頁、民國二十年、新生命書局刊。李立三氏『中國革命的根柢問題』四八一六一頁、布爾塞維克 第三卷第二、三期合刊。S. Dubrowski; Über das Wesen des Feudalismus, der Leibeigenschaft und des Handelskapitals, Agrar Probleme, Band II, Heft. 2, 1929, S. S. 238-258. 田中忠夫氏『支那經

を具ふるまでに發展する素地を準備したのは、隋から唐にかけてであり、又かゝる素地の上に立つて自らほゞ一應の完成をなしたのは、宋以後であつた、と私は考へるが、更に此の支那社會の相互經濟が所謂産業革命によつて多少の變化を示し出したのは、清末に於ける五國通商以後であつた。而してかくの如き發展の過程を辿つた支那の社會經濟に對して、基礎的な特徴を與へたものは、官吏資本と私が命名する一種の資本であると思考さるゝが、官吏資本とは、官吏の手に集積せられて一定の獨立形態を保つにいたつた資本を意味する。従つて、此のものゝ性質を明白ならしむることは、やがて、支那國民經濟の一般的諸特質の一つを解明することである。然し乍ら、官吏資本の生成と發達を明にするには、まづ官吏なる一つの社會階級が、支那に、いつ如何にして發生し生長したか、又その性質如何を明かにすることが、第一の問題となる。

陶希聖氏の所說に従へば、支那に於ける官吏の發生は、春秋戰國の時代に在り、秦漢以後それが長足の發達をなした。詳言すれば、春秋時代に於ては、各國の政權は、封建諸侯から新興貴族の手に歸したのであつて、當時に於ける齊、晋、楚、吳等の諸國家は、すべて貴族によつて樹立せられた中央集權國家であつた。支那の歴史は、これから七雄鬭争の戰國時代に進んだのである¹⁾が、この過程に於て、貴族は相ついで崩壞した。従つて、戰國時代に於ける諸國家の政權は、もはや封建貴族の手にはなくして、『官僚士大夫階級』の掌握せるものであつた。²⁾かくの如き『官僚政治』の諸國家を統一集中してなれるものが秦である。従つて、秦は官僚政治のうへに構築され

濟の本質』前掲誌第十四卷第三號 三八一—四三頁、並に第十四卷第四號 四四—六三頁。山名正孝氏『中國農業經濟』商學評論 第一卷 第二・三號 五三—五四七頁等。

- 1) 陶希聖氏『中國社會之史的分析』三四五頁、民國十八年九月、新生命書局刊。
- 2) 並に同氏『中國社會與中國革命』一一七—一二八頁、民國十八年、新生命書局。

陶希聖氏『中國社會之史的分析』二六一—七頁。

た中央集權國家であるが、ではかくの如き春秋戰國時代に於ける貴族の消滅と之に代る官吏の興起とは、何によつて可能であつたか。氏は、これに答へて、周末秦初に於ける農業、手工業の飛躍的な發達、従つてこれに伴ふ貨幣使用の擴大、並に商業資本の興起等にその原因を求めらるゝ。

陶氏は、支那社會史の優れたる研究家であるがために、氏の如上の説は、多くの追従者をもち、従つてまた一般的な定説とはなつてゐるが、然し遺憾にも、私は此に承服するを得ない。何故にか。また如何なる點に於てか。以下必要な限度において、簡單なる理由をのべ又批判を加はへて、私見を展開する緒とする。

吾々は、周末秦初の世に、すでに鐵器の發明があり、また耕牛の使用、灌漑耕作の擴大の行はれたことを知つてをり、また此らのものゝ發明乃至は使用によつて、生産技術の素晴らしい發達の可能であつたことも、容易に推知しうる。然し乍ら、かゝる生産技術の進歩が、貨幣の流通を普遍化し、商業資本の確立に基礎をあたへて、封建制度の消滅に導いたかは、一個の問題であらう。馬端臨の指摘する如く、周から秦への時代の推移は、農業制度に就いてみれば、井田制度から田賦制度への進化であつたし、また商業上に於ては、商業の隆盛と商人の華々しい活動ではあつた。然し乍ら、實質にあつては、井田制度から田賦制度への轉化は、封建領主たる侯伯の土地所有が、ただ新興貴族にとつて代られたといふにすぎずして、その本質上は何らの變化も認められ得ない。また當時の商人は、今日一般に觀念せらるゝものとは全く性質を異にしてゐたのであつ

3) 陶希聖氏『中國社會史』一四三頁。
 4) 陶希聖氏『中國社會史』一四三頁。
 5) 陶希聖氏『中國社會史』一四三頁。
 6) 陶希聖氏『中國社會史』一四三頁。
 7) 陶希聖氏『中國社會史』一四三頁。

て、彼らの取り扱つた商品も殆んど全く領主の享樂品に限られてゐた。要言すれば、經濟的には何ら質的な變化があつたとは認められない。

然るに、春秋戰國の騷亂は、支那政治史には一つの時代を劃した。すなはち、周代に於いて封建諸侯が掌握してゐた政治權力は、秦の建國によつて新興貴族の手に移つたのであつて、史家は之を中央集權國家の樹立と呼んでゐる。秦に於ける中央集權の成立は、然し乍ら、社會經濟の發達の結果であつたのではなくして、むしろ、遊牧民族の侵入に對抗するための民族的統一の必要からであつた。かく、遊牧民族の中原への侵入は、中央集權國家の結成を促進はしたが、しかし、當時に於ける經濟の系統並に秩序が、なほ極めて低度な土地經濟の狀態に留つて、不規則な且つ孤立的な市場交換の域を脱し得なかつたことは、容易に貴族の地方分權的な割據を可能ならしめたのである。秦から唐末にいたる支那の政治は、それ故に、かゝる中央集權國家と地方分權的勢力との相ひ矛盾し、相ひ錯綜せる渦中に發達したのであつたが、その政權の掌握者は勿論貴族であつた。この期間が約一千年であつて、易氏の所謂『貴族政治』の時代がこれである。漢代における譜學の全盛は、この華かなる貴族政治を吾々に物語る有力な資料の一つであらう。そこで此の時代に於ける官吏のことであるが、支那に於ける貴族政治は、右にみたる如く中央集權的傾向と地方分權的傾向との併立の上に築かれたのであつた。支那の如き老大なる中央國家の一切の事務は、少數貴族の手のみによつては、完全に遂行されえない。従つて、こゝに官吏の必要をみたこ

九、十一、十二號參照。

8) 馬端臨『文獻通考』田賦考序。

9) 易君左氏『中國政治史要』四九一九三頁、民國十八年、商務局書館刊。

とは當然であるが、官吏採用の最初の機關たる選舉制度が、秦時代にすでに存在したのは、この理由に基く。かくて、支那の貴族政治は、全然官吏の存在と相容れないのみではなく、却つてこのものを必要としたのである。然し乍ら當時に於ける官吏は、あくまでも貴族の單なる補佐役たるにすぎなかつた。官吏が、それ自體獨立せる一個の社會階級として、政治の舞臺に登場したのは、これよりも遙か後のことであるが、この點を立證する有力な史實は、秦から漢にかけての選舉制度が、名義上はその門戸を一般庶民に開放しつつも、その實質に於いて、殆んど全く閥閥門地の獨占機關にすぎなかつた¹⁰⁾と云ふことである。

かくて秦から唐にいたる約一千年の貴族政治時代には、官吏は貴族の單なる附庸として存在したにすぎなかつたと云ひうるが、然し、この事情は、五代を界として一變した。歐洲に在つては、貴族政治の歴史は、君主と貴族とが互にその勢力を争つた確執の歴史であり、又この争が君主の勝利に終つた歴史でもある。支那では、貴族政治の崩壞が君主政治の確立に導いたことは、歐洲諸國に於けると同一ではあつたが、この變化の過程は全く支那特有のものであつた。貴族の勢力が、先づ最初の打撃をうけたのは、所謂五湖の侵入とこれに伴ふ晋室の南遷であつた。¹¹⁾漢室滅亡の後をうけた五湖十六國の亂が、支那民族をして彼らの三代以來の祖業に別を告げて江南の地に移らしめたことは、一方には貴族存在の經濟的基礎を動搖せしめ、他方では彼らの社會的、政治的武器たる譜牒の混亂に結果した。¹²⁾かくの如き貴族勢力の衰退傾向は、唐の藩鎮制度に基く武士

10) 易氏、前掲書 一〇八一—九頁。内藤虎次郎博士『支那論』四六頁、大正三年、

11) 文會堂書刊。『中國政治制度小史』五頁、民國十七年、愛文書局刊。

12) 常乃惠武『日知錄』通譜。

の出現によつて、更に拍車を加へられたといふ事が出来るが、唐の中期から五代にかけての二期にも互る大規模な且つ深刻な内亂は、かくて既に蝕ばまれてゐた貴族の存在を、まづ政治的についで社會的・經濟的に、根こそぎに覆して了つた。同様にまた、この内亂の擔當者であつた武士も、相互に争ふことによつて、相互に自滅するの結果を招いた。従つて、宋の建國は華かなる且つ眞の意味に於ける中央集權國家の自然發生的な樹立であつたので、内藤博士はこれを獨裁君主制の成立と呼んでおらるゝ。¹³⁾この期間もまた、約一千年であつて、大體宋から清末に及んでゐる。名實相伴へる君主獨裁政治のかくの如き確立は、一方に於ては近代法律に觀念せらるゝとほゞ同一の人民の財産私有權や身上の自由權の成立に基礎を與へたと同時に、他方では官吏の尨大なる發生とそれが社會階級としての結成を可能ならしめた。支那は、従つて、宋の建國と共に本質上近世國家の域に進んだと云ひうるが、然し、この本質は支那政治の傳統的特質たる德治主義に掩ひかくされて、近代ヨーロッパに於けるとは全く異なる様相を呈しつゝ清末に及んだ。この點には、然し、いまは立ち入らないことゝするが、宋より清にいたる一千年の期間こそ、繰返していへば、諸他の國々にはかつて見られなかつた程の尨大なる官吏が、支那政治の擔當者として歴史の舞臺に華々しく登場した時期であつた。

すでにふれたる如く、官吏登用機關たる選舉制度は秦漢の世に既に存在したが、それは殆んど全く闕閥門地に獨占せられてゐた。晋室の江南への遷都が結果した貴族の政治的勢力の衰退は、

13) 内藤博士、前掲書 二〇—四頁。
 14) 常乃惠、前掲書 七頁。
 15) 内藤博士、前掲書 二五頁。

隋に於ける選舉制度の廢止と之に代る科舉制度の成立とに導いた。然し乍ら、かく發生せる科舉制度も、隋から唐に於ては尙ほ舊貴族の勢力に妨げられて、それがもつ眞の機能を發揮し得なかつた。この事情は然し乍ら宋以後に全く一變した。具體的にいへば、五代の世に古き統治階級としての貴族が完全に消滅したので、宋以後は貴族に代る統治者を一般庶民の間に求むるの外はなかつた。布良將相の新なる局面が、かくて、宋以後眞の姿に於いて繰りひろげられたと言ひうるが、事實宋以後に於ける科舉制度は名實共にその門戸を廣く社會におし開いた。しかも、支那の如き廣大なる領土を有する國にあつては、統治者の數は必然に多數ならざるを得ない。科舉制度によつて治者たるの資格を與へられた所謂士大夫階級が、これ以後龍大なる集積として政治の舞臺に現はれた根據はまさしくここに横はつてゐる。またかくして發生した官吏は、彼らの知識的優越の故に、何事によらず世襲を重んずる支那社會に一つの階級として急速に結成するに至つたのである。

以上は、官吏の發生についての極めて粗雑なる記述であるが、然らば、かく發生せる官吏は如何にして自らの手に富を蓄積し得たか。これが次に説明すべき問題である。この基本的諸原因として擧げらるべきものは、『本省回避之制』と租稅負擔の制度並に科舉制度に横はる特殊な機能とであるが、一旦成立した官吏への富の蓄積をして加速度的たらしめたものは、明以後の銀貨幣の普遍的使用である。

16) 周谷城『中國社會之結構』一三三頁、民國十九年、新生命書局刊。

漢代に於ける郷官の自治制が『回避之制度』に取つて代つたのは、隋の文帝に始まり明にいたつて大成した。この制度によれば、本省人は本省の官吏たり得ないのみでなく、同一地に三ヶ年以上留任するを許されないし、また妻子を任地に伴ふことをも許されない。従つて、官吏が任地に赴くことは、一人の羈旅の身となることであるが、官吏のかゝる旅人化は、一方に於ては官吏自體の商人化となつて現はれ、他方では胥吏、幕友の發生に道を開くことであつた。前者について易氏が『痛心之言吾國之所謂官吏殆一種變相商人而商人中之最利益者』¹⁷⁾と痛嘆してをらるゝが、事實右に見たる如き地方官吏の規定は、科擧制度の機構に横はる一種の事實とからんで、官吏をして必然に彼らの本來の職分に忠實ならしむるよりは、その任地において自らの懐を肥さしむるに傾かしめた。一種の事實とは、科擧の試験に應ずるためにも試験の通過後に事實任官せらるゝためにも、過多なる費用と時間とを必要とするのであるが、宋以後に於ける受験者の大部分は、有能ではあるが餘り富裕ならざる一般市民であつたと云ふことである。此らの應試者に對する資金の貸與は、支那では有利なる且つ専門の一つの商賣として成立した¹⁸⁾ほどであるが、それらの科擧の受験者は、かくて常に莫大なる借財に苦しめられ通しであつた。それ故に、彼らが一旦仕官し赴任すれば、自らの借財者たる地位を脱しようとして望むことは勿論であるが、出來うべくんば却つて自らを貸與者の列に引き上げようとすることは、極めて見易き道理である。事實また、此の望を満すために、彼らは、官吏であると云ふ有利な地位、しかも旅人であるといふ身輕さのゆえに、あら

17) 易氏、前掲書一四七頁。
 18) 胡翼雲氏校訂『現場現形記』第一卷第四回、參照。
 19) 東亞同文調查會『支那經濟全書』第一輯一八四頁。なほ服部博士『增訂支那研究』一八一頁、大正十五年刊。

ゆる機會をとらへて活動をなし得た。この活動に物的基礎を與へたものは、租稅徵收の官吏負請制——包租の制——であり、人的基礎を附與したものは、胥吏、幕友であつた。

支那の官吏の重要な職務の一つは租稅の徵收であるが、租稅の徵收は、支那では古來官吏の請負となつてゐる。省政府は中央政府より、また縣政府は省政府より、夫々命ぜられた一定額の租稅を夫々自己の責任に於いて納入すれば足りるのであつて、それらの地方政府が人民から徵收する額は、全くそれらのものゝ自由に任されてゐる。²⁰⁾従つて、縣政府が直接人民から徵收する額が省政府への送付額に超過することはありうるが、官吏はこの可能性を徹速にとらへて實現する。省政府と中央政府との關係も亦同一であつて、此らの差額が官吏の私囊に流れ込むことは勿論である。これは官吏にとつては、まさしく『土ある所に財あり』であるが、人民に在つては、『租稅一を納めんがために實際は十を支出』せねばならぬのである。²¹⁾これと全く反對のことが、中央政府から省若くは縣の諸政府に支出さるゝ諸種の經費について見出さるゝのである。その他、裁判、監獄、土地の踏査、人民の救恤、教育等、支那の官吏が尙ほ一切の職務は、すべて彼らの私財を肥す温床であり、また官吏の收斂をして、益々増大ならしめたものは、彼らの面子感情と宗法的な家族制度とであつたが、²²⁾この温床の培養の任に直接あたるものこそ胥吏、幕友と稱せらるゝ半官半民の存在物であつた。²³⁾

以上の如き支那政治の特殊機構に促されて、官吏には龍大なる富の集積が行はるゝ。官吏への

20) 陶希聖氏『中國社會史的分析』一二四頁。

21) 服部翼氏、前掲校訂書、第一卷序文三頁、同卷第三回參照。

22) 胡適氏、前掲調查會第一部報告『滿國行政法』第一卷 二三〇頁、二三二

23) 臨時臺灣舊慣習調查會、三三三頁、三三三頁等。

富の集積は、その成立條件として、ただ如上の特殊な政治機能と龐大なる人民とがあればそれで充分であるが、然し一旦生成せる官吏への富の集積が、社會の表面に明白なる姿をとつて現はれ、且つその速度が急速になつたのは、貨幣使用の普及特に銀錠の使用が一般化された以後であつた。

貨幣の基本的職能の一つが、財貨流通の手段に在ることは、殆んど疑なきことであるが、かゝる本質的機能からその附隨的機能としての價值貯藏の手段が必然に發生することも亦、一般に承認せらるゝ所であらう。²⁴⁾ 換言すれば、貨幣がすべての財貨にたいして一般的な等價の關係に立つものである限り、一切の富の代表者と云ひうる。従つて、財貨交換の發達にともなひ、過剰生産物は貨幣の形態にかへて貯藏せらるゝこととなる。貨幣がかく蓄財の手段とされるに至ることは、然し乍ら、商品流通の發達がすでにある程度にまで達した後でなければならぬが、同時に貨幣がかゝる新なる職能を有効にいとむためには、貨幣の素材が貴金屬によつて構成されてゐなければならぬ。従つて、貴金屬貨幣の出現によつて、富の蓄積は累加的に進むこととなる。

支那に於ける金屬貨幣の出現は、太皞時代にあると一般に信ぜられてゐるが、然しそれは單なる傳説以上には出でないのであつて、科學の嚴密なる考證は、その發生時期が東周以後であると教へてゐる。²⁶⁾ 然し乍ら、秦から隋にいたる約八百年間は、章宗元が『五銖錢時代』と呼ぶ銅錢と實物貨幣との並行時代である。唐以後然るにこの形勢には變化が生じた。すなはち、晋室の渡南

24) K. Helfferich; Das Geld. 1923. S. 283, 317.

25) 馬端臨、前掲書 錢幣考一。

26) 小島祐馬教授『經濟上よりみたる尙書の贖刑』一四頁、支那學第一卷第六號。

並に關教授『春秋時代と貨幣經濟』五〇—一四頁、支那學第一卷第七號。

27) 章宗元『中國泉幣沿革』二頁、經濟學會。

とそれに伴ふ漢人の南方開發は、唐時代にすでに南方の銀錠使用を可能ならしめたが、かゝる銀錠の使用の範圍は、宋代にいたつて北方にまで擴大し、今日支那に於ける銀錠流通の系統と秩序は、大體明に於いて作り上げられたと云ひうる。それ故に、銀錠による租稅徵收は、宋代に始めて現はれ、やがて明代の『米麥折銀之制』として完成したのであり、また官吏、軍隊の俸給の支拂制が銀錠によつてなされたのも、此の明以後のことである。²⁸⁾ 王安石の『免役法』はこの變化の過程に立てられた一つの里程表としての意義をもつ。

かくて、宋以後に於ける銀錠の普及にとまなひ、從來徐々として行はれた官吏への富の集積か、それ以後急速に發達したと推知しうる。『三年清知府十年雪花銀』の俚言は、かくして宋以後の社會の現實をそのまゝに反映してゐるのであるが、孜々として勉學につとむる老大なる讀書階級が、競つて官位につかんとするのは、この役目にこそ天才の最後の且つ最高の確證があり神壇があるからではなく、官吏となることは同時に富豪となることであるからである、²⁹⁾と『支那經濟全書』の指摘するのは勿論正しい。ペー・ナバラは、支那の『官吏の副収入は、高級官吏にあつては、公の給料の平均三十倍であり、下級官吏に於ては、五十倍以上に達する』と驚異の聲をあげてをり、また一八八二年五月二十三日の『北京新報』は、ある廣東の官吏が、數ヶ月間に十萬兩を、すなはち普通の官吏よりは遙かに多くの富を收得したと云ふ記事を掲げて之を非難してゐる。³⁰⁾

官吏の任務は『欠分』の言葉が表示する如くに、極端にいへば、任地に於ける自己の收入を算定

28) 顧炎武、前掲書『銀』。
29) 東亞同文調查會、前掲書
30) ウイツトフオーゲル著、

第一輯、一七六頁。
二本猛氏譯『支那は眼覺め行く』四〇頁より再録、

昭和三年、白楊社。

することであり、あらゆる種類の『義務』の形をとつた租税が、これ以上に引上げられうるか否か、若し引き上げらるゝとすればその程度如何を、人民の負擔能力と辛棒との標準に従つて判断することである。この事のために、宋以後今日にいたるまで、支那社會の到る所に、時には地方的な又時には全國的な性質を帯びた庶民の一揆——流寇——が尨大なる集積として表はれたのであり、又この上に、一連の王朝が時には興り時には亡んで、過去に於ける支那歴史に限りなき反覆を繰返さしむることゝなつた。まさしく權花一朝の榮であり、一夕の衰であつた。³¹⁾

然し乍ら、此らの諸現象をとらへて、支那國家自體の階級壓略性を基礎付けようとし又立證しようとすることは、私見からすれば、決定的な誤謬を犯すものではある。が同時に官吏の手に集積さるゝ富の形成並にその發達が、それ以後に於ける全支那社會の經濟系統並に秩序をそれ以前に於けるものとは、原理的に區別する基礎となつたことを否認せんと試むることは、前者とは反對の誤を犯すものであらう。前者の問題を取扱ふことは、拙論に課せられた任務の埒外に横はつてゐる。従つて、問題を後者にのみ限定して筆を進むるであらう。

31) L. Madjar; „Die Ökonomies der Landwirtschaft in China“, Unter dem Banner des Marxismus. III Jahrgang (1929), Heft. I (Feb), S. 153.